



千葉労働組合

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）

電話 {(鉄電) 千葉 2935・2939番}

(公) 043(222)7207番

98.7.21 No. 4820

「掲示板等便宜供与差別事件」中労委第1回審問 (7/14)

会社の差別行為を許さない

中長
書記

会社側反対尋問らしい尋問できず
勝利的に結審

会社側反対尋問らしい尋問できず

七月一四日、中央労働委員会において、「掲示板等便宜供与差別再審査事件」の審問が行なわれ、組合側証人として田中書記長が証言を行い、JRによる掲示板の一方的な撤去や会社施設の一時使用に対する嫌がらせなど具体的な実例を上げて、JRによる不当労働行為の実態を改めて明らかにした。

地労委 豊勝利

本件は、分割・民営化以降、労働組合として到底受け入れがたい包括的労働協約の締結に固執して、それまで使用していた掲示板を一方的に撤去・使用禁止とし、交渉委員が団交のため職場を離れた分の賃金を一方的に停止したり、さらに、集会等に会社施設の一時使用を拒否するなどの行為が不当労働行為にあたるとして一九九〇年三月に千葉地労委に救済申立てを行ない、昨年2月に組合側の主張を全面的に認めた救済命令が出されたところ、会社側が不服として中労委に再審査の申立てを行なつていたものである。

中労委の審問では、会社側は証人申請を行なわなかつたことから、田中書記長に対する組合側主尋問と会社側反対尋問が行なわれた。

協約の差別運用

さらに、現在の会社施設の使用に関する組合の名前を使ふな、職場集会という名目はだめだ、貸すにしても組合旗を掲げるなどと様々な制限を付け動労千葉の使用を妨害しようとしていることを具体的に明らかにした。

労働協約の運用に関しては、國労が大月事故に関して現地調

改正の事実をひた隠しし

約に反する行為」であるとして抗議を受けるなど、安全といふならない重大な問題に対しても労使を超えて取り組まなければいけを行なつてることを証言した。

また、九六年八月、高崎において三名の青年労働者の脱退が発生した時には、高崎車掌区の講習室が八月一日から九日まで直後、JRは会社施設の一時使用を認めなかつたが、業務に支障のないかぎり会社施設を貸すことができるよう八七年一〇月に労働関係事務取扱規定の改正を行なつたが、地労委で伊藤嘉道証人（当時 千葉支社人事課長）が九二年八月に証言を行なうまでその事実をひた隠しにしていたこと、改正内容を載せた社報（JR東日本報）についても勤労千葉には渡されておらず、交渉でも「労働協約の締結が優先」と回答していたことなどを数々の証拠を引用しながら改めて明らかにした。

さらに、現在の会社施設の使用に関する組合の名前を使ふな、職場集会という名目はだめだ、貸すにしても組合旗を掲げるなどと様々な制限を付け動労千葉の使用を妨害しようとしていることを具体的に明らかにした。

今、戦争のための新ガイドライン－関連法案成立策動が目前に迫る中で、防衛庁－山梨県－裁判所が体となつた「忍草母の会」解体攻撃が激化している。これに対し母の会は、決意を新たに「決死の覚悟で闘う」と宣言して起ち上がつている。勤労千葉は、反戦、新ガイドライン反対の立場から、忍草母の会の決起にこたえ、七・一九北富士現地闘争に駆け付け、連帯の決意を表明し、富士吉田市のデモとともに闘いぬいた。

職場での闘いを

主尋問の後に行なわれた会社側の反対尋問は、現在、動労千葉が労働協約を締結していない超勤手当などの協定締結の確認などを行なつただけで、ほとんど終了し、この日をもつて結審した。

主尋問を終了した。